

|    |                    |                        |
|----|--------------------|------------------------|
| 件名 | 亀山市手数料条例の一部を改正する条例 | 建設部建築開発室<br>企画総務部総務法制室 |
|----|--------------------|------------------------|

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

次の手数料について、法改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

### (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」(平成21年国土交通省令第3号)及び「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号)を改正する省令及び告示が平成28年4月1日から施行されることに伴い、既存住宅における増築及び改築を行う場合においても長期優良住宅建築等計画の認定事務を行うことから、所要の改正を行います。

### (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成24年国土交通省告示第119号)を改正する告示が平成28年4月1日から施行されることに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務について簡易な算定方法が追加されたことから、所要の改正を行います。

### (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、市において、新たに建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定事務を行うことから、所要の改正を行います。

### (4) 行政不服審査法関係手数料

行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大を行うために全部改正された行政不服審査法(平成26年法律第68号)が平成28年4月1日から施行されます。

これにより、地方公共団体に所属する行政庁が審査庁である場合に審査請求人等が書類の写し等の交付を受ける際には、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされたことから、所要の改正を行います。

## 2 改正内容

- ( 1 ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料に、新たに既存住宅の増築及び改築に係る審査区分を加え、その手数料を定めることとします。

< 別表第 4 関係 >

- ( 2 ) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料に、新たに簡易な算定方法による審査区分を加え、その手数料を定めることとします。

< 別表第 5 関係 >

- ( 3 ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料に関する規定を新設し、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に係る手数料を定めることとします。

< 第 2 条及び新別表第 6 関係 >

- ( 4 ) 行政不服審査法関係手数料に関する規定を新設し、審査請求人等に書類の写し等を交付する際の手数を定めることとします。

< 第 2 条及び新別表第 7 関係 >

## 3 その他

施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とします。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第13号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第5」を「別表第7」に改める。

第5条中「市長」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関。次条において同じ。）」を加える。

別表第4の2から別表4の4の3までを次のように改める。

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

| 区分 | 1戸当たりの手数料の金額                                      |  |        |  |        |
|----|---|--|--------|--|--------|
|    | 新築基準  |  | 増改築基準  |  |        |
|    | 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進 | その他の場合 | 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録 | その他の場合 |

|         |                    |   |   |         |   |         |
|---------|--------------------|---|---|---------|---|---------|
|         |                    | 5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合 | 等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合 |         | 住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合 |         |
| 一戸建ての住宅 |                    | 6,700円  | 17,200円                                   | 50,600円 | 10,100円   | 75,900円 |
| 一戸建ての住宅 | 総戸数が5戸以下のもの        | 2,700円  | 12,700円                                   | 23,800円 | 4,000円  | 35,700円 |
| 住宅以外の住宅 | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの  | 2,400円  | 10,200円                                   | 19,000円 | 3,600円  | 28,600円 |
|         | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの | 1,300円  | 7,700円                                    | 15,000円 | 2,000円  | 22,600円 |
|         | 総戸数が25戸を超え50       | 1,200円  | 6,600円                                    | 13,500円 | 1,900円  | 20,200円 |

|                      |        |        |         |        |         |
|----------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 戸以下のもの               |        |        |         |        |         |
| 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 1,100円 | 5,000円 | 11,600円 | 1,600円 | 17,400円 |
| 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 900円   | 4,600円 | 10,700円 | 1,300円 | 16,100円 |
| 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 700円   | 4,200円 | 10,200円 | 1,100円 | 15,300円 |
| 総戸数が300戸を超えるもの       | 600円   | 3,800円 | 9,400円  | 900円   | 14,100円 |

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

| 区分 | 1戸当たりの手数料の金額   |  |        |  |        |
|----|--|--|--------|--|--------|
|    | 新築基準   |  |        | 増改築基準  |        |
|    | 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 | その他の場合 | 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 | その他の場合 |

|         |                    |  |                                   |         |  |         |
|---------|--------------------|--|-----------------------------------|---------|--|---------|
|         |                    | により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 | 6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合 |         | により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 |         |
| 一戸建ての住宅 |                    | 6,700円   | 10,500円                           | 43,800円 | 10,100円  | 65,800円 |
| 一戸建ての住宅 | 総戸数が5戸以下のもの        | 2,700円   | 10,500円                           | 21,600円 | 4,000円   | 32,400円 |
| 住宅以外の住宅 | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの  | 2,400円   | 8,500円                            | 17,400円 | 3,600円   | 26,100円 |
|         | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの | 1,300円   | 6,300円                            | 13,700円 | 2,000円   | 20,600円 |
|         | 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの | 1,200円   | 5,700円                            | 12,600円 | 1,900円   | 18,900円 |
|         | 総戸数が50戸を           | 1,100円   | 4,500円                            | 11,000円 | 1,600円   | 16,500円 |

|                      |      |        |         |        |         |
|----------------------|------|--------|---------|--------|---------|
| 超え100戸以下のもの          |      |        |         |        |         |
| 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 900円 | 4,100円 | 10,200円 | 1,300円 | 15,300円 |
| 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 700円 | 3,700円 | 9,700円  | 1,100円 | 14,600円 |
| 総戸数が300戸を超えるもの       | 600円 | 3,300円 | 8,900円  | 900円   | 13,400円 |

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

| 区分   | 1戸当たりの手数料の金額   |        |  |        |  |
|--|--|--------|--|--------|--|
|  | 新築基準   |        |  | 増改築基準  |  |
| 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の | その他の場合 | 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に | その他の場合 |  |

|             |                                     | 律第6条<br>第1項第<br>1号から<br>第4号ま<br>でに掲げ<br>る基準に<br>適合して<br>いると認<br>められた<br>ものであ<br>る場合 | 交付を受<br>けたもの<br>である場<br>合 |         | 律第6条<br>第1項第<br>1号から<br>第4号ま<br>でに掲げ<br>る基準に<br>適合して<br>いると認<br>められた<br>ものであ<br>る場合 |         |
|-------------|-------------------------------------|---|---------------------------|---------|---|---------|
| 一戸建ての住<br>宅 |                                     | 6,700円  | 12,000円                   | 28,600円 | 10,100円   | 43,000円 |
| 一戸建ての住<br>宅 | 総戸数が<br>5戸以下<br>のもの                 | 2,700円  | 7,700円                    | 13,200円 | 4,000円  | 19,900円 |
| 住宅以外<br>の住宅 | 総戸数が<br>5戸を超<br>え10戸<br>以下のも<br>の   | 2,400円  | 6,300円                    | 10,700円 | 3,600円  | 16,100円 |
|             | 総戸数が<br>10戸を<br>超え25<br>戸以下の<br>もの  | 1,300円  | 4,500円                    | 8,200円  | 2,000円  | 12,300円 |
|             | 総戸数が<br>25戸を<br>超え50<br>戸以下の<br>もの  | 1,200円  | 3,900円                    | 7,400円  | 1,900円  | 11,100円 |
|             | 総戸数が<br>50戸を<br>超え10<br>0戸以下<br>のもの | 1,100円  | 3,000円                    | 6,300円  | 1,600円  | 9,500円  |
|             | 総戸数が<br>100戸<br>を超え2                | 900円  | 2,700円                    | 5,800円  | 1,300円  | 8,700円  |



|                      |      |        |        |        |        |
|----------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 00戸以下のもの             |      |        |        |        |        |
| 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 700円 | 2,400円 | 5,400円 | 1,100円 | 8,200円 |
| 総戸数が300戸を超えるもの       | 600円 | 2,200円 | 5,000円 | 900円   | 7,500円 |

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

| 区分   | 1戸当たりの手数料の金額   |        |  |        |  |
|--|--|--------|--|--------|--|
|  | 新築基準   |        |  | 増改築基準  |  |
| 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を受けたものである場合 | その他の場合 | 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第 | その他の場合 |  |

|              |                      | 5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 |        |         | 5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 |         |
|--------------|----------------------|------------------------------|--------|---------|------------------------------|---------|
| 一戸建ての住宅      |                      | 6,700円                       | 8,600円 | 25,300円 | 10,100円                      | 37,900円 |
| 一戸建ての住宅以外の住宅 | 総戸数が5戸以下のもの          | 2,700円                       | 6,600円 | 12,100円 | 4,000円                       | 18,200円 |
|              | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 2,400円                       | 5,400円 | 9,900円  | 3,600円                       | 14,800円 |
|              | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 1,300円                       | 3,800円 | 7,500円  | 2,000円                       | 11,300円 |
|              | 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 1,200円                       | 3,400円 | 6,900円  | 1,900円                       | 10,400円 |
|              | 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 1,100円                       | 2,800円 | 6,000円  | 1,600円                       | 9,100円  |
|              | 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 900円                         | 2,500円 | 5,500円  | 1,300円                       | 8,300円  |
|              | 総戸数が200戸             | 700円                         | 2,200円 | 5,200円  | 1,100円                       | 7,900円  |

|                                      |      |        |        |      |        |
|--------------------------------------|------|--------|--------|------|--------|
| を 超 え 3<br>0 0 戸 以<br>下 の も の        |      |        |        |      |        |
| 総 戸 数 が<br>3 0 0 戸<br>を 超 え る<br>も の | 600円 | 1,900円 | 4,700円 | 900円 | 7,100円 |

4 の 3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請  
手数料

| 区分      | 1戸当たりの手数料の金額   |            |  |            |
|---------|--|------------|--|------------|
|         | 新築基準   |            | 増改築基準  |            |
|         | 申請に係る<br>長期優良住<br>宅建築等計<br>画が、住宅<br>の品質確保<br>の促進等に<br>関する法律<br>第5条第1<br>項に規定す<br>る登録住宅<br>性能評価機<br>関により長<br>期優良住宅<br>の普及の促<br>進に関する<br>法律第8条<br>第2項の規<br>定により準<br>用する同法<br>第6条第1<br>項第4号に<br>掲げる基準<br>に適合して<br>いると認め<br>られたもの<br>である場合 | その他の場<br>合 | 申請に係る<br>長期優良住<br>宅建築等計<br>画が、住宅<br>の品質確保<br>の促進等に<br>関する法律<br>第5条第1<br>項に規定す<br>る登録住宅<br>性能評価機<br>関により長<br>期優良住宅<br>の普及の促<br>進に関する<br>法律第8条<br>第2項の規<br>定により準<br>用する同法<br>第6条第1<br>項第4号に<br>掲げる基準<br>に適合して<br>いると認め<br>られたもの<br>である場合 | その他の場<br>合 |
| 一戸建ての住宅 | 6,700円   | 13,500円    | 10,100円  | 20,200円    |

|              |                      |        |        |        |        |
|--------------|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 一戸建ての住宅以外の住宅 | 総戸数が5戸以下のもの          | 2,700円 | 4,900円 | 4,000円 | 7,400円 |
|              | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 2,400円 | 4,000円 | 3,600円 | 6,100円 |
|              | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 1,300円 | 2,700円 | 2,000円 | 4,000円 |
|              | 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 1,200円 | 2,100円 | 1,900円 | 3,200円 |
|              | 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 1,100円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,500円 |
|              | 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 900円   | 1,400円 | 1,300円 | 2,100円 |
|              | 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 700円   | 1,200円 | 1,100円 | 1,800円 |
|              | 総戸数が300戸を超えるもの       | 600円   | 1,000円 | 900円   | 1,500円 |

別表第5の2及び別表第5の3を次のように改める。

## 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

### (1) 住宅の場合

| 区分 | 1件当たりの手数料の金額                     |        |
|----|----------------------------------|--------|
|    | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する | その他の場合 |

|       |         |                          |  |          |
|-------|---------|--------------------------|--|----------|
|       |         |                          | 法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 |          |
|       | 一戸建ての住宅 |                          | 5,000円   | 36,800円  |
| 共同住宅等 | 住戸部分    | 1棟の申請戸数が1戸のもの            | 5,000円   | 36,800円  |
|       |         | 1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの     | 10,100円  | 74,500円  |
|       |         | 1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 17,300円  | 104,800円 |
|       |         | 1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 28,900円  | 147,500円 |
|       |         | 1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 48,400円  | 211,900円 |
|       |         | 1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 86,800円  | 303,800円 |
|       |         | 1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 137,400円   | 411,500円 |
|       |         | 1棟の申請戸数が200戸             | 173,600円   | 539,600円 |

|      |                                      |          |          |
|------|--------------------------------------|----------|----------|
|      | を越え300戸以下のもの                         |          |          |
|      | 1棟の申請戸数が300戸を超えるもの                   | 185,100円 | 633,600円 |
| 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの                   | 10,100円  | 117,900円 |
|      | 床面積が300平方メートルを越え2,000平方メートル以内のもの     | 28,900円  | 194,500円 |
|      | 床面積が2,000平方メートルを越え5,000平方メートル以内のもの   | 86,800円  | 303,000円 |
|      | 床面積が5,000平方メートルを越え10,000平方メートル以内のもの  | 137,400円 | 389,100円 |
|      | 床面積が10,000平方メートルを越え25,000平方メートル以内のもの | 173,600円 | 465,100円 |
|      | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 217,000円 | 541,700円 |

備考

- この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。

- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

| 区分 | 1件当たりの手数料の金額   |                          |
|----|--|--------------------------|
|    | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合                   |
|    | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合        | 左記以外の評価方法により評価されたものである場合 |

|            |                                      |          |          |          |
|------------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 非住宅<br>建築物 | 床面積が300平方メートル以内のもの                   | 10,100円  | 93,800円  | 260,400円 |
|            | 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの     | 28,900円  | 157,300円 | 415,100円 |
|            | 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 86,800円  | 254,700円 | 590,900円 |
|            | 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 137,400円 | 332,600円 | 724,700円 |
|            | 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 173,600円 | 399,800円 | 854,200円 |
|            | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 217,000円 | 469,000円 | 975,000円 |

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

| 区分                          | 1件当たりの手数料の金額  |
|-----------------------------|---|
| 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸 | 複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合 |



|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合</p> | <p>において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</p> |
| <p>複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合</p>  | <p>複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p>  |

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

| 区分 | 1件当たりの手数料の金額   |        |
|----|--|--------|
|    | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等 | その他の場合 |

|         |      |                          |  |          |
|---------|------|--------------------------|--|----------|
|         |      |                          | の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 |          |
| 一戸建ての住宅 |      |                          | 3,000円                                     | 18,900円  |
| 共同住宅等   | 住戸部分 | 1棟の申請戸数が1戸のもの            | 3,000円                                     | 18,900円  |
|         |      | 1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの     | 6,000円                                     | 38,200円  |
|         |      | 1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 10,400円                                    | 54,100円  |
|         |      | 1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 17,300円                                    | 76,600円  |
|         |      | 1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 29,000円                                    | 110,800円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 52,000円                                    | 160,500円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 82,400円                                    | 219,500円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 104,100円                                   | 287,100円 |

|      |                                      |          |          |
|------|--------------------------------------|----------|----------|
|      | 1棟の申請戸数が300戸を超えるもの                   | 111,100円 | 335,300円 |
| 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの                   | 6,000円   | 59,900円  |
|      | 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの     | 17,300円  | 100,100円 |
|      | 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 52,000円  | 160,200円 |
|      | 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 82,400円  | 208,300円 |
|      | 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 104,100円 | 249,900円 |
|      | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 130,200円 | 292,500円 |

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部

分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

| 区分     |                    | 1件当たりの手数料の金額   |   |                          |
|--------|--------------------|--|---|--------------------------|
|        |                    | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合  |                          |
|        |                    |  | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 | 左記以外の評価方法により評価されたものである場合 |
| 非住宅建築物 | 床面積が300平方メートル以内のもの | 6,000円   | 47,900円   | 131,200円                 |

|                                      |          |          |          |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの     | 17,300円  | 81,500円  | 210,400円 |
| 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 52,000円  | 136,000円 | 304,100円 |
| 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 82,400円  | 180,000円 | 376,100円 |
| 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 104,100円 | 217,200円 | 444,400円 |
| 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 130,200円 | 256,100円 | 509,200円 |

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

| 区分   | 1件当たりの手数料の金額  |
|--|---|
| 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合 | 複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>( 1 ) 3 の ( 1 ) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>( 2 ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 3 の ( 1 ) の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>( 3 ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた 3 の ( 1 ) の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>( 4 ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた 3 の ( 2 ) の表の非住宅建築物の手数料の金額</p> |
| 複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合   | 複合建築物の形態に応じて、3 の ( 1 ) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額  |
| 備考   |  |
| <p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p> |  |

別表に次の2表を加える。

別表第6（第2条関係）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

| 手数料を徴収する事務   | 手数料の名称                  | 金額   |
|--|-------------------------|--|
| 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 2の表に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に |

|   |                           |  |
|---|---------------------------|--|
| 上計画の認定の申請に対する審査   |                           | 定める金額を加算する。  |
| 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 3の表に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。 |
| 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査      | 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料    | 4の表に定める金額。   |

## 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

### (1) 住宅の場合

| 区分      | 1件当たりの手数料の金額  |         |         |
|---------|---|---------|---------|
|         | 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合  |         |
| 一戸建ての住宅 | 5,000円  | 36,800円 |         |
| 共同住宅    | 1棟の申請戸数が1戸のもの   | 5,000円  | 36,800円 |

|      |                          |                          |          |          |
|------|--------------------------|--------------------------|----------|----------|
| 等    | 部分                       | の                        |          |          |
|      |                          | 1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの     | 10,100円  | 74,500円  |
|      |                          | 1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 17,300円  | 104,800円 |
|      |                          | 1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 28,900円  | 147,500円 |
|      |                          | 1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 48,400円  | 211,900円 |
|      |                          | 1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 86,800円  | 303,800円 |
|      |                          | 1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 137,400円 | 411,500円 |
|      |                          | 1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 173,600円 | 539,600円 |
|      | 1棟の申請戸数が300戸を超えるもの       | 185,100円                 | 633,600円 |          |
| 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの       | 10,100円                  | 117,900円 |          |
|      | 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メ | 28,900円                  | 194,500円 |          |



|  |                                      |          |          |
|--|--------------------------------------|----------|----------|
|  | メートル以内のもの                            |          |          |
|  | 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 86,800円  | 303,000円 |
|  | 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 137,400円 | 389,100円 |
|  | 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 173,600円 | 465,100円 |
|  | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 217,000円 | 541,700円 |

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- ( 1 ) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- ( 2 ) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

( 2 ) 非住宅建築物の場合

| 区分     |                                      | 1 件当たりの手数料の金額   |  |                          |  |
|--------|--------------------------------------|---|--|--------------------------|--|
|        |                                      | 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合   |                          |  |
|        |                                      |   | 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 | 左記以外の評価方法により評価されたものである場合 |  |
| 非住宅建築物 | 床面積が 300 平方メートル以内のもの                 | 10,100 円  | 93,800 円   | 260,400 円                |  |
|        | 床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの | 28,900 円  | 157,300 円  | 415,100 円                |  |
|        | 床面積が 2,000 平方メ                       | 86,800 円  | 254,700 円  | 590,900 円                |  |

|                                      |          |          |          |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| メートルを超え<br>5,000平方メートル以内のもの          |          |          |          |
| 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 137,400円 | 332,600円 | 724,700円 |
| 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 173,600円 | 399,800円 | 854,200円 |
| 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 217,000円 | 469,000円 | 975,000円 |

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

| 区分   | 1件当たりの手数料の金額   |
|--|--|
| 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合 | <p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | ( 4 ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた 2 の ( 2 ) の表の非住宅建築物の手数料の金額                |
| 複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合   | 複合建築物の形態に応じて、2 の ( 1 ) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 |
| 備考   |   |
| <p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p> |   |

### 3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

#### ( 1 ) 住宅の場合

| 区分              | 1 件当たりの手数料の金額   |          |
|-----------------|---|----------|
|                 | 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合   |
| 一户建ての住宅         | 3,000 円   | 18,900 円 |
| 共   住   1 棟の申請戸 | 3,000 円   | 18,900 円 |

|                  |                    |                          |                    |          |
|------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|----------|
| 同<br>住<br>宅<br>等 | 戸<br>部<br>分        | 数が1戸のもの                  |                    |          |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの     | 6,000円             | 38,200円  |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 10,400円            | 54,100円  |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 17,300円            | 76,600円  |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 29,000円            | 110,800円 |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 52,000円            | 160,500円 |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 82,400円            | 219,500円 |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 104,100円           | 287,100円 |
|                  |                    | 1棟の申請戸数が300戸を超えるもの       | 111,100円           | 335,300円 |
|                  |                    | 共<br>用<br>部<br>分         | 床面積が300平方メートル以内のもの | 6,000円   |
|                  | 床面積が300平方メートルを超え2, |                          | 17,300円            | 100,100円 |

|                                      |          |          |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 000平方メートル以内のもの                       |          |          |
| 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 52,000円  | 160,200円 |
| 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 82,400円  | 208,300円 |
| 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 104,100円 | 249,900円 |
| 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 130,200円 | 292,500円 |

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とある

のは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- ( 1 ) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- ( 2 ) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

( 2 ) 非住宅建築物の場合

| 区分     |                                      | 1 件当たりの手数料の金額   |  |                          |  |
|--------|--------------------------------------|---|--|--------------------------|--|
|        |                                      | 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合   |                          |  |
|        |                                      |   | 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 | 左記以外の評価方法により評価されたものである場合 |  |
| 非住宅建築物 | 床面積が 300 平方メートル以内のもの                 | 6,000 円   | 47,900 円   | 131,200 円                |  |
|        | 床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの | 17,300 円  | 81,500 円   | 210,400 円                |  |

|                                      |          |          |          |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 52,000円  | 136,000円 | 304,100円 |
| 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 82,400円  | 180,000円 | 376,100円 |
| 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 104,100円 | 217,200円 | 444,400円 |
| 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 130,200円 | 256,100円 | 509,200円 |

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

| 区分   | 1件当たりの手数料の金額  |
|--|---|
| 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合 | <p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応</p> |



|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | じた3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額<br>(4)複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた3の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額 |
| 複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合 | 複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額             |

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

(1) 住宅の場合

| 区分 | 1件当たりの手数料の金額   |                          |
|----|--|--------------------------|
|    | 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を | その他の場合                   |
|    | 申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方                    | 左記以外に評価方法により評価されたものである場合 |

|         |      | 受けたものである場合               | 法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 |          |          |
|---------|------|--------------------------|--------------------------------|----------|----------|
| 一戸建ての住宅 |      | 5,000円                   | 18,700円                        | 36,800円  |          |
| 共同住宅等   | 住戸部分 | 1棟の申請戸数が1戸のもの            | 5,000円                         | 18,700円  | 36,800円  |
|         |      | 1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの     | 10,100円                        | 35,300円  | 74,500円  |
|         |      | 1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの    | 17,300円                        | 51,200円  | 104,800円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの   | 28,900円                        | 73,600円  | 147,500円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの   | 48,400円                        | 111,100円 | 211,900円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの  | 86,800円                        | 168,100円 | 303,800円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 137,400円                       | 239,500円 | 411,500円 |
|         |      | 1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 173,600円                       | 309,500円 | 539,600円 |
|         |      | 1棟の申請戸                   | 185,100円                       | 352,100円 | 633,600円 |

|      |                                      |          |          |          |
|------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
|      | 数が300戸を超えるもの                         |          |          |          |
| 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの                   | 10,100円  | 117,900円 | 117,900円 |
|      | 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの     | 28,900円  | 194,500円 | 194,500円 |
|      | 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 86,800円  | 303,000円 | 303,000円 |
|      | 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 137,400円 | 389,100円 | 389,100円 |
|      | 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 173,600円 | 465,100円 | 465,100円 |
|      | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 217,000円 | 541,700円 | 541,700円 |

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

| 区分     |                    | 1件当たりの手数料の金額   |         |          |
|--------|--------------------|--|---------|----------|
|        |                    | 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合 | その他の場合  |          |
| 非住宅建築物 | 床面積が300平方メートル以内のもの | 10,100円  | 93,800円 | 260,400円 |

|                                      |          |          |          |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの     | 28,900円  | 157,300円 | 415,100円 |
| 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの   | 86,800円  | 254,700円 | 590,900円 |
| 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  | 137,400円 | 332,600円 | 724,700円 |
| 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 173,600円 | 399,800円 | 854,200円 |
| 床面積が25,000平方メートルを超えるもの               | 217,000円 | 469,000円 | 975,000円 |

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

| 区分   | 1件当たりの手数料の金額  |
|--|---|
| 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合 | 複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、4の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>( 1 ) 4 の ( 1 ) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>( 2 ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 4 の ( 1 ) の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>( 3 ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた 4 の ( 1 ) の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>( 4 ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた 4 の ( 2 ) の表の非住宅建築物の手数料の金額</p> |
| 複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合   | 複合建築物の形態に応じて、4 の ( 1 ) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額  |
| 備考   |  |
| <p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p> |  |

別表第 7 ( 第 2 条関係 )

行政不服審査法関係手数料

| 手数料を徴収する事務                                  | 区分          | 交付の方法                                 | 手数料の金額            |
|---|-------------|---------------------------------------|-------------------|
| 行政不服審査法第 38 条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付及び同法第 81 | 1 文書又は図面の場合 | 電子複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格 A 3 判以下の大 | 白黒の場合 1 枚につき 10 円 |
|   |             |                                       | カラーの場合 1 枚につき 40  |

|  |                    |   |                      |
|--|--------------------|---|----------------------|
| 条の規定に基づき<br>同条の機関が行う<br>主張書面等の写し<br>等の交付 |                    | きさの用紙を用<br>いて行うものに<br>限る。)  | 円                    |
|  | 2 電磁的<br>記録の場<br>合 | 機器及びプロ<br>グラムにより用<br>紙に出力したも<br>のの交付(日本<br>工業規格 A 3 判<br>以下の大きさの<br>用紙を用いて行<br>うものに限る。) | 白黒の場合 1<br>枚につき 10 円 |

備考

- 1 用紙の両面に使用するときは、片面を 1 枚として料金の額を算定する。
- 2 日本工業規格 A 3 判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格 A 3 判に相当する大きさを換算した枚数分の料金の額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。